



その費用と負担をめぐって

④



運営費は市費持 出しでカバー

現在市には、市立保育所が八、私立が五、そのほかへき地保育所と呼ばれているものが九か所あって、およそ千六百人の幼児が保育されている。このうち、へき地保育所を除く市立、私立を合わせた十三か所（児童福祉法第三十五条の認可保育所）では千二百人余りの幼児を保育し、年間総額三億七千五百円余りの経費（五十二年度予算）で管理運営しています。これを園児一人当たりでみると、年間三十一万一千六百円ほどかかることとなります。この額から、保護者の負担する保育料を差し引いた公費負担は、一人当たり年間二十七万八千円余りです。

これを五十一年度の決算（実績）でみたのが左の円グラフです。このグラフでわかるように、国の基準どおりに保育すれば、保護者の負担は増え、市としては安上りの行

政ができますが、それではいまのような保育をするわけにはいきません。

このように、国が定める保育基準と、実際にかかる経費ではかなりの差が生じます。この原因としては次のようなことが考えられます。

①必要とする保育の定数を低くみている ②保育の人員費を低く計算している ③保育児の給食費が低く見積もられている。

国の定める児童福祉施設最低基準は、現実と大きなひらきのある低い基準で定められ、これによって賄えられないはずであるとする。経費として、幼児一人当たりの保育単価をハッキリ出しています。ですから、これが原因となって、市

が余分に持出さざるをえないいわゆる超過負担が発生するのです。

国の保育単価の 引上げを

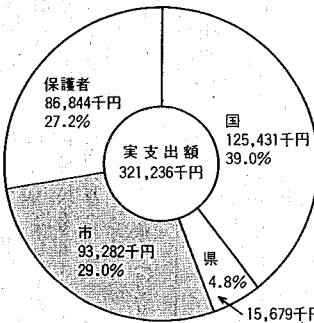
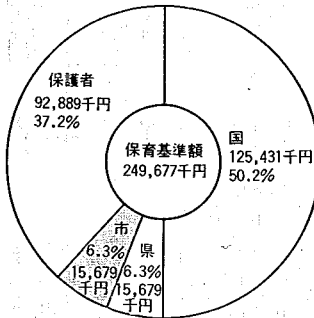
国の基準では保育の定数を、三歳未満児六人にに対し一人の保育、三歳児は二十人にに対し一人の保育、四歳児以上は三十人にに対し一人の保育とし、その合計定数を四倍五入します。ですから、たとえば別表のような場合には、国の基準と市が実際に配置している保育の定数では、たちまち大きなひらきができてきます。

また保育の人員費では、月平均給与（本給）十一万七千円余りに対して、国の負担する算定基準額は九万一千円余

国の基準どおり保育した場合

保育所管理運営費の負担状況

五十一年度の実績（実際に要した額）



〈保育定数基準の比較例〉

(単位：人)

	3歳未満児	3歳児	4歳児以上	保育定数
国	$\frac{9}{6}=1.5$	$\frac{28}{20}=1.4$	$\frac{45}{30}=1.5$	4.4=4
市	$\frac{9}{6}=2$	$\frac{28}{20}=2$	$\frac{45}{30}=2$	=6

別表
りです。それに前記の保育の基準定数を乗じた額で計算されるわけですから、人数と額の二重の大きな差が生じることにになります。

給食費の国の基準は、三歳未満児の一月の生活費を五千六百円、三歳以上児のそれを二千九百七十円とし、それぞれの七五％（二十二百分）を給食費としています。しかし、市では、通常二十五日分の給食を実施しています。これらのことからわかるように、国の基準による保育単価では、安全でキメ細かい保育を行うことは望めず、保育所運営に多くの支障をきたす結果となるでしょう。

お買物、ご用命は市内で

花椿会にお入りください。

資生堂チェーンストア



マツヤ

TEL (2) 0418

第四銀行が向い。北越銀行がとなり。



東芝ストア

より良いサービスと
楽しい暮らしに奉仕する店

(株) 八重電商事

本町二 TEL 4-3131(代)